

## 第3 特 別 会 計

「財政法」(昭22法34)第13条第2項においては、

- (イ) 特定の事業を行う場合、
- (ロ) 特定の資金を保有してその運用を行う場合、
- (ハ) その他特定の歳入をもって特定の歳出に

充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

に限り、法律により特別会計を設置するものとなっている。

4年度においては、特別会計の数は次の13となっている。

(特別会計一覧)

- ・ 交付税及び譲与税配付金特別会計(内閣府、総務省及び財務省)
- ・ 地震再保険特別会計(財務省)
- ・ 国債整理基金特別会計(財務省)
- ・ 外国為替資金特別会計(財務省)
- ・ 財政投融资特別会計(財務省及び国土交通省)
- ・ エネルギー対策特別会計(内閣府、文部科学省、経済産業省及び環境省)
- ・ 労働保険特別会計(厚生労働省)
- ・ 年金特別会計(内閣府及び厚生労働省)

- ・ 食料安定供給特別会計(農林水産省)
- ・ 国有林野事業債務管理特別会計(農林水産省)
- ・ 特許特別会計(経済産業省)
- ・ 自動車安全特別会計(国土交通省)
- ・ 東日本大震災復興特別会計(国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、デジタル庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)

各特別会計の経理する内容は、それぞれ異なるものであるが、4年度予算における各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、467.3兆円である。このうち、会計間の取引額等の重複額等を控除した特別会計の純計額は、218.5兆円である。

この218.5兆円には、国債償還費等92.9兆円(3年度当初予算比6.8兆円減)、社会保障給付費73.6兆円(同0.2兆円増)、財政融資資金への繰入

25.0兆円(同20.0兆円減)、地方交付税交付金等(地方譲与税等を含む)19.8兆円(同0.1兆円減)が含まれており、純計額よりこれらを除いた額は7.3兆円となっている。さらに、東日本大震災からの復興に関する事業に係る経費0.7兆円(同0.0兆円減)を除いた額は、6.6兆円となり、3年度当初予算額に対して0.1兆円の減少となっている。

純計額の主な内訳を含め、以上を整理すれば次のとおりである。

	4年度 (百万円)	3年度 当初(百万円)
特別会計歳出総額	467,282,396	493,699,157
特別会計の会計間取引額	68,383,703	74,611,411
特別会計内の勘定間取引額	27,183,175	26,594,587
一般会計への繰入額	288,539	42,964
国債整理基金特別会計における借換償還額	152,940,382	147,192,946
純計額	218,486,597	245,257,249
i 国債償還費等	92,856,853	99,664,623
ii 社会保障給付費	73,560,484	73,347,353
iii 財政融資資金への繰入	25,000,000	45,000,000
iv 地方交付税交付金等	19,768,664	19,827,615
上記 i ~ iv を除いた純計額	7,300,596	7,417,657
v 復興関連経費	728,919	771,550
上記 i ~ v を除いた純計額	6,571,677	6,646,108

## 1 交付税及び譲与税配付金特別会計

この会計は、地方交付税及び地方譲与税(地方揮発油譲与税、森林環境譲与税、石油ガス譲与税、特別法人事業譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び特別とん譲与税を総称する。)の配付に関する経理を明確にするために設けられたものである。

また、地方特例交付金及び交通安全対策特別交付金についても、この会計に計上することとしている。

4年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 歳入において、4年度の所得税及び法人税の収入見込額の100分の33.1に相当する額11,160,658百万円、酒税の収入見込額の100分の50に相当する額564,000百万円並びに消費税の収入見込額の100分の19.5に相当する額4,206,735百万円の合算額15,931,393百万円から、①20年度、21年度、28年度及び元年度の地方交付税交付金の精算額のうち「地方交付税法」(昭25法211)等に基づき4

年度分の地方交付税交付金の総額から減額することとされている額290,954百万円を控除し、②同法等において4年度分の地方交付税交付金の総額に加算することとされている額15,400百万円を加算した額15,655,839百万円を一般会計から受け入れることとしている。

東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として91,943百万円を受け入れることとしている。

地方法人税については、1,712,700百万円を計上し、その全額から28年度地方法人税決算精算額を控除した額を地方交付税交付金の財源としている。

上記の一般会計からの受入等については、歳出において、一時借入金の利子並びに3年度における借入金の償還及び利子の支払いの一部の財源に充てるとともに、地方交付税交付金16,890,656百万円(うち、震災復興特別交付税92,939百万円)を計上することとしている。

- (2) 「地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律」(平 11 法 17)に基づき、歳入において一般会計からの受入 217,200 百万円を計上することとし、これを財源として歳出において個人住民税における住宅借入金等特別税額控除による減収額を補填するため、地方特例交付金を計上することとしている。
- (3) 「地方税法」(昭 25 法 226)に基づき、歳入において一般会計からの受入 9,500 百万円を計上することとし、これを財源として歳出において「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(2 年 4 月 20 日閣議決定)における税制上の措置による減収額を補填するため都道府県及び市町村に交付する固定資産税減収補填特別交付金を、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として計上することとしている。
- (4) 「道路交通法」(昭 35 法 105)に基づき、地方の道路交通安全施設の設置等の財源に充てるため、歳入において交通反則者納金の収入 54,114 百万円を一般会計から受け入れることとし、これらを財源として歳出において交通安全対策特別交付金等を計上することとしている。同交付金については、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に交付することとしている。
- (5) 地方揮発油税の収入を受け入れ、「地方揮発油譲与税法」(昭 30 法 113)に基づき、地方揮発油譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (6) 「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」(平 31 法 3)に基づき、都道府県及び市町村(特別区を含む。)が実施する森林環境整備事業費等の財源に充てるため、財政投融资特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」(平 19 法 64)に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として 50,000 百万円を受け入れることとし、これを財源として、森林環境譲与税譲与金として 50,000 百万円を歳出に計上し、一定の基準により都道府県

及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。

- (7) 石油ガス税の収入の 2 分の 1 に相当する額を受け入れ、「石油ガス譲与税法」(昭 40 法 157)に基づき、石油ガス譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び「道路法」(昭 27 法 180)第 7 条第 3 項に規定する指定市に譲与することとしている。
- (8) 特別法人事業税の収入を受け入れ、「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律」(平 31 法 4)に基づき、特別法人事業譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県に譲与することとしている。
- (9) 自動車重量税の収入の 1,000 分の 431 に相当する額を受け入れ、「自動車重量譲与税法」(昭 46 法 90)に基づき、自動車重量譲与税譲与金として、一定の基準により都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (10) 現行法による航空機燃料税の収入の 9 分の 4 に相当する額を受け入れ、「航空機燃料譲与税法」(昭 47 法 13)に基づき、空港関係都道府県及び空港関係市町村の航空機騒音対策事業費等の財源に充てるため、航空機燃料譲与税譲与金として、一定の基準により同法に規定する都道府県及び市町村(特別区を含む。)に譲与することとしている。
- (11) 特別とん税の収入を受け入れ、「特別とん譲与税法」(昭 32 法 77)に基づき、特別とん譲与税譲与金として、徴収地港の所在する都及び市町村に譲与することとしている。
- (12) 財政融資資金及び民間からの借入金を計上している。3 年度における借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子の支払いの財源を国債整理基金特別会計に繰り入れることとしている。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	4 年度(百万円)	3 年度(百万円)
(歳 入)		
一般会計より受入	15,936,652	(16,001,908) 19,610,586

財政投融资特別 会計より受入	50,000	(240,000) 40,000
東日本大震災復 興特別会計より 受入	91,943	132,539
地 方 法 人 税	1,712,700	(1,323,200) 1,703,700
地方揮発油税	222,500	(221,400) 227,700
石油ガス税	5,000	4,000
特別法人事業税	2,004,400	(1,255,600) 1,834,000
自動車重量税	291,600	278,900
航空機燃料税	15,200	19,100
特別とん税	11,300	11,300
借 入 金	29,612,295	(30,962,295) 30,112,295
雑 収 入	2	2
前年度剰余金受 入	1,464,547	(1,531,453) 1,915,408
東日本大震災復 興前年度剰余金 受入	996	88
計	51,419,136	(51,981,786) 55,889,619
(歳 出)		
地方交付税交付 金	16,890,656	(17,571,102) 20,797,212
地方特例交付金	217,200	216,384
新型コロナウイルス 感染症対策 地方税減収補填 特別交付金	9,500	(141,300) 238,323
交通安全対策特 別交付金	53,506	52,627
地方揮発油譲与 税譲与金	229,100	(229,200) 232,100
森林環境譲与税 譲与金	50,000	40,000
石油ガス譲与税 譲与金	4,800	4,500
特別法人事業譲 与税譲与金	1,998,600	(1,262,700) 1,826,900
自動車重量譲与 税譲与金	289,100	280,600
航空機燃料譲与 税譲与金	14,900	17,800
特別とん譲与税 譲与金	11,300	11,400
地方道路譲与税 譲与金	3	3
事務取扱費	265	278
諸 支 出 金	326	374
国債整理基金特 別会計へ繰入	30,183,195	31,973,861

予 備 費	2,600	2,600
計	49,955,051	(51,804,728) 55,694,961

## 2 地震再保険特別会計

この会計は、「地震保険に関する法律」(昭41法73)に基づき、保険会社等が行う地震保険に対する政府の地震再保険事業に関する経理を明確にするために設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
(歳 入)		
再保険料収入	81,618	79,577
雑 収 入	28,412	27,861
計	110,030	107,438
(歳 出)		
再 保 険 費	109,941	107,341
事務取扱費	89	96
予 備 費	1	1
計	110,030	107,438

## 3 国債整理基金特別会計

この会計は、国債の償還及び発行を円滑に行うための資金として国債整理基金を置き、その経理を明確にするために設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
(歳 入)		
他会計より受入	92,333,090	(97,775,682) 96,924,336
一般会計より 受入	24,338,491	(23,757,663) 24,704,027
交付税及び譲 与税配付金特 別会計等より 受入	67,994,600	(74,018,020) 72,220,309
東日本大震災復 興他会計より受 入	20,369	(27,645) 252,146
東日本大震災 復興特別会計 より受入	20,369	(27,645) 252,146
租 税	112,600	113,200
公 債 金	149,081,480	(144,321,975) 140,925,810
復興借換公債金	3,858,902	(2,870,971) 2,737,495

東日本大震災復興株式売却収入	172,108	(1,449,215) 1,093,148
東日本大震災復興配当金収入	3,972	(50,450) 57,942
運用収入	29,864	51,307
東日本大震災復興運用収入	122	2,410
雑収入	178,954	(126,372) 53,633
東日本大震災復興雑収入	21	(27) —
前年度剰余金受入	—	(—) 199
東日本大震災復興前年度剰余金受入	—	(—) 0
計	245,791,483	(246,789,254) 242,211,624
(歳出)		
国債整理支出	241,735,989	(242,388,537) 238,068,484
公債等償還	231,897,311	(232,137,685) 229,257,710
公債利子等支払	9,788,439	(10,176,298) 8,737,123
公債等償還及び発行諸費等	50,239	(74,554) 73,651
復興債整理支出	4,055,494	(4,400,717) 4,143,140
計	245,791,483	(246,789,254) 242,211,624
(注) 4年度の公債金149,081,480百万円は、4年度中に償還期限の到来する公債等の借換えのため「特別会計に関する法律」(平19法23)第46条第1項の規定により発行する公債及び4年度における国債の整理又は償還のため同法第47条第1項の規定により発行した公債(前倒債)に係る公債金収入の見込額である。		
(参考)		
国債整理基金の年度末基金残高は、次のとおりである。		
	4年度予定 (億円)	3年度実績 見込み(億円)
償還財源繰入額等	784,931	846,971
うち復興債償還財源	1,719	13,907
償還額	784,923	846,999
うち復興債	1,719	13,907
差引基金増△減額	8	△ 28
年度末基金残高	30,030	30,021

#### 4 外国為替資金特別会計

この会計は、政府が行う外国為替等の売買及びこれに伴う取引を円滑にするために置かれた外国為替資金の運営に関する経理を明確にするために設けられたものである。外国為替資金の運営に基づく収益金及びその運営に要する経費等を歳入歳出とし、外国為替等の売買等に伴う外国為替資金の受払いは、歳入歳出外として経理される。

4年度においては、外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等の限度額を、過去の実績等を勘案して195,000,000百万円としている。

また、「特別会計に関する法律」(平19法23)第8条第2項の規定により3年度において生ずる決算上の剰余のうち1,424,483百万円を4年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

なお、株式会社国際協力銀行に対し、ポストコロナ成長ファシリティにおいて資金需要の増加等に伴い外貨資金が必要な場合にあっては、外国為替資金からの貸付けを行う場合がある。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
(歳入)		
外国為替等売買差益	161,025	159,884
運用収入	2,329,607	2,305,091
雑収入	1	1
計	2,490,632	2,464,975
(歳出)		
事務取扱費	3,158	4,067
諸支出金	348,075	268,268
融通証券事務取扱費一般会計へ繰入	1	1
国債整理基金特別会計へ繰入	496,252	506,936
予備費	300,000	300,000
計	1,147,486	1,079,272

#### 5 財政投融资特別会計

この会計は、財政融資資金の運用並びに産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資に関する経理を明確にするために設けられたもので、財政融資資金勘定及び投

資勘定より成っている。

また、庁舎等その他の施設の用に供する特定の国有財産(公共用財産等及び他の特別会計に属するものを除く。)の使用の効率化と配置の適正化を図るために定められる特定国有財産整備計画の実施による特定の国有財産の取得及び処分に関する経理を行うために設けられた特定国有財産整備特別会計が21年度末で廃止されたことに伴い、21年度末までに策定されていた事業で完了していない事業の経理を行うため、22年度から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として特定国有財産整備勘定が設けられており、事業完了後の残余財産は一般会計に承継予定である。

4年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 財政融資資金勘定

この勘定の負担において発行する公債の限度額を25,000,000百万円、一時借入金等の限度額を15,000,000百万円としている。

また、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式(コンセッション)の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う利子収入の減少の補填に充てるため、34百万円を投資勘定から受け入れることとしている。

(2) 投資勘定

歳入については、運用収入として株式会社国際協力銀行、地方公共団体金融機構等の納付金、日本たばこ産業株式会社、日本電信電話株式会社等の配当金等を見込むほか、日本電信電話株式会社の自己株式消却に伴い生じた政府保有義務超過分の売払による資産処分収入及び前年度剰余金受入等と合わせて計716,391百万円を見積もることとしている。

歳出については、科学技術立国の実現、経済安全保障の推進等を図ることとし、326,200百万円(3年度当初予算額362,600百万円)の産業投資支出を行うこととしている。

また、この勘定から一般会計への繰入金として、270,038百万円を計上することとしている。

なお、4年度においては、地方公共団体金融機構の納付金(50,034百万円)は、森林環境譲与税の譲与財源に充てるため、50,000百万円を交付税及び譲与税配付金特別会計へ特例的に繰り入れるほか、地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式(コンセッション)の導入を促進するための補償金免除繰上償還に伴う財政融資資金勘定の利子収入の減少の補填に充てるため、34百万円を同勘定へ繰り入れることとしている。

(3) 特定国有財産整備勘定

庁舎等の移転再配置、地震防災機能を発揮するために必要な庁舎の整備を行うため、22,066百万円の特定国有財産整備費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
(1) 財政融資資金勘定		
(歳入)		
資金運用収入	1,014,336	(1,275,788) 814,402
公債金	25,000,000	(45,000,000) 15,000,000
財政融資資金より受入	22,001,226	(25,844,817) 24,244,817
他勘定より受入	34	81
雑収入	46,890	(57,293) 15,253
計	48,062,486	(72,177,979) 40,074,554
(歳出)		
財政融資資金へ繰入	25,000,000	(45,000,000) 15,000,000
事務取扱費	5,934	(6,677) 6,525
諸支出金	257,338	(309,590) 227,568
公債等事務取扱費一般会計へ繰入	106	73
国債整理基金特別会計へ繰入	22,591,732	(26,616,741) 24,820,210
予備費	60	60
計	47,855,170	(71,933,140) 40,054,436

(参考)

「特別会計に関する法律」(平19法23)第65条の規定による金利スワップ取引については、4年度

は、想定元本で12,000億円を上限として実施する予定である。

なお、財政融資資金の長期運用予定額は、次のとおりである(「財政投融资計画の説明」参照)。

	4年度(億円)	3年度(億円) (当初計画)
特別会計	1,757	1,300
政府関係機関	59,391	260,701
独立行政法人等	77,076	84,179
地方公共団体	26,264	36,847
計	164,488	383,027
(2) 投資勘定 (歳入)		(470,462)
運用収入	293,140	270,462
償還金収入	5,000	5,000
利子収入	94	79
納付金	66,925	60,329
配当金収入	184,151	194,253
出資回収金収入	36,969	10,800
資産処分収入	183,398	—
雑収入	3	4
前年度剰余金受入	239,851	202,338
計	716,391	(672,804) 472,804
(歳出)		
産業投資支出	326,200	362,600
事務取扱費	119	123
地方公共団体金融機構納付金収入 財政融資資金勘定へ繰入	34	81
一般会計へ繰入	270,038	—
地方公共団体金融機構納付金収入 交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	50,000	(240,000) 40,000
国債整理基金特別会計へ繰入	0	0
産業投資予備費	70,000	70,000
計	716,391	(672,804) 472,804

なお、この勘定の投資計画は、次のとおりである(「財政投融资計画の説明」参照)。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
出資金		
株式会社日本政策金融公庫	18,900	3,700

沖縄振興開発金融公庫	2,600	2,200
株式会社国際協力銀行	85,000	60,000
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3,100	3,400
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	54,600	34,200
株式会社脱炭素化支援機構(仮称)	20,000	—
株式会社日本政策投資銀行	50,000	175,000
株式会社海外需要開拓支援機構	9,000	12,000
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	58,000	53,100
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	25,000	19,000
計	326,200	362,600

(注) 1 「産業競争力強化法」(平25法98)第112条第1項の規定により、株式会社産業革新投資機構が、同法第2条第27項に規定する特定政府出資会社の政府が保有する株式の全部を譲り受けたときにおいて、当該特定政府出資会社の上記出資金の計画額のうち出資するに至っていない金額がある場合には、この金額は、株式会社産業革新投資機構に承継されるものとする。

2 財政投融资特別会計投資勘定においては産業投資予備費を計上しており、産業投資支出に使用する場合には、財政制度等審議会財政投融资分科会の審議を経て上記投資計画に変更が生ずる。

3 「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行により独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(仮称)となった場合には、「独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構」とあるのは、「独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構(仮称)」と読み替えるものとする。

(3) 特定国有財産整備勘定

(歳入)		
国有財産売却収入	13,976	9,947
雑収入	100	112
前年度剰余金受入	39,470	37,467
計	53,546	47,526
(歳出)		
特定国有財産整備費	22,066	17,301
事務取扱費	457	712
予備費	10	10
計	22,533	18,023

## 6 エネルギー対策特別会計

この会計は、エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定及び原子力損害賠償支援勘定に区分され、燃料安定供給対策、エネルギー需給構造高度化対策、電源立地対策、電源利用対策、原子力安全規制対策及び原子力損害賠償支援対策に関する経理を明確にするために設けられたものであり、それぞれの対策に要する費用の財源に充てる額は一般会計からの繰入れ、財政融資資金からの借入金等である。

4年度の主な内容は、次のとおりである。

### (1) エネルギー需給勘定

#### (イ) 燃料安定供給対策

石油・天然ガスの安定供給確保のため、必要な開発案件への支援、石油・天然ガスの探鉱及び地質構造の調査並びに石油・天然ガス開発関連技術の研究開発の効果的・効率的な推進のために必要な経費を計上しているほか、石油等の備蓄の着実な維持・管理に必要な経費を計上している。さらに、開発・精製分野を中心とした産油・産ガス・産炭国との共同研究、人的交流、投資促進事業など、我が国の強みを活かした資源外交の展開等の施策に要する経費を計上している。

また、国内石油精製機能の強化等による石油供給構造の高度化や、石油製品販売業等における安全確保対策、石油製品需給適正化調査等の施策に必要な経費を計上している。

#### (ロ) エネルギー需給構造高度化対策

内外の経済的、社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るため、再生可能エネルギーの製造・利用等のための技術開発に要する経費及び省エネルギー設備等の導入支援に要する経費等を計上している。

### (2) 電源開発促進勘定

電源立地対策、電源利用対策及び原子力安全規制対策を実施することとしており、それぞれの対策については、電源開発促進税収の375分の161を基礎として算出した電源立地対策に係る繰入相当額、375分の146を基礎として算出した電源利用対策に係る繰入相当額及び375分の68を基礎として算出した原子力安全規制対策に係る繰入相当額のうち、必要額を一般会計から繰り入れることとしている。

#### (イ) 電源立地対策

発電用施設(原子力発電施設、水力発電施設、地熱発電施設、核燃料サイクル施設等)の設置及び運転の円滑化のため、同施設の所在市町村等に対し、公共用施設の整備、住民の生活の利便性の向上、産業の振興等を図る経費に充てるための交付金を交付することとしている。

また、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針について」(28年12月20日閣議決定)を踏まえ、中間貯蔵施設費用相当分について原子力損害賠償・廃炉等支援機構へ資金交付を行うこととしている。

#### (ロ) 電源利用対策

安定的な電力供給源であり、かつ、地球環境面の負荷が低い電源の開発及び利用の促進を図るため、これらの電源を効果的に活用する利用技術、原子力発電所の安全性向上等のための研究開発に要する経費を計上しているほか、核燃料物質の再処理並びに放射性廃棄物の処理及び処分、これらに関する研究開発及び事故対応・安全対策に要する経費として、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に対する運営費交付金等を計上している。



(ハ) 原子力安全規制対策

原子力発電施設等(原子力発電施設、核燃料サイクル施設等)の安全規制の措置を適正に実施するための審査・検査等及び原子力発電施設等の安全性に関する調査研究に要する経費を計上しているほか、原子力発電施設等の周辺地域の安全を確保するための防災体制の強化、原子力事故による被災者の健康管理・健康調査等に要する経費等を計上している。

(3) 原子力損害賠償支援勘定

「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」(平成23法94)の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
(1) エネルギー需給勘定		
(歳入)		
一般会計より受入	539,544	(539,930) 899,162
石油証券及借入金収入	1,498,700	1,468,600
備蓄石油売払代	20,378	18,302
雑収入	27,626	27,658
前年度剰余金受入	150,521	165,082
計	2,236,769	(2,219,572) 2,578,804
(歳出)		
燃料安定供給対策費	244,280	(236,857) 308,104
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出資	38,800	51,300
エネルギー需給構造高度化対策費	328,609	(326,927) 581,793
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構運営費	142,231	145,828
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構運営費	17,298	(14,804) 17,924

事務取扱費	7,718	4,601
諸支出金	0	0
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	0	0
国債整理基金特別会計へ繰入	1,454,822	1,436,943
予備費	3,010	(2,310) 32,310
計	2,236,769	(2,219,572) 2,578,804

(2) 電源開発促進勘定

(歳入)

電源立地対策財源一般会計より受入	143,302	(154,601) 157,601
電源利用対策財源一般会計より受入	108,728	(108,599) 118,876
原子力安全規制対策財源一般会計より受入	41,917	(44,129) 48,541
雑収入	985	1,050
前年度剰余金受入	27,504	21,431
計	322,436	(329,810) 347,500

(歳出)

電源立地対策費	159,384	(165,974) 168,974
電源利用対策費	16,553	(16,789) 18,870
原子力安全規制対策費	26,507	(26,858) 30,030
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費	93,358	93,544
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構施設整備費	285	(100) 8,297
事務取扱費	25,839	(26,035) 27,275
諸支出金	0	0
予備費	510	510
計	322,436	(329,810) 347,500

(3) 原子力損害賠償支援勘定

(歳入)

原子力損害賠償支援資金より受入	4,647	4,833
原子力損害賠償支援証券及借入金収入	11,211,900	11,499,700

原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金収入	0	0
雑収入	1	1
前年度剰余金受入	272	164
計	11,216,819	11,504,698
(歳出)		
事務取扱費	1	1
国債整理基金特別会計へ繰入	11,216,818	11,504,697
計	11,216,819	11,504,698

## 7 労働保険特別会計

この会計は、「労働者災害補償保険法」(昭22法50)による労働者災害補償保険事業及び「雇用保険法」(昭49法116)による雇用保険事業に関する経理を行うために設けられたもので、労災勘定、雇用勘定及び徴収勘定の3勘定より成っている。

4年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 労災勘定においては、労働者災害補償保険事業に要する費用の一部として、一般会計から8百万円を受け入れることとしている。

保険給付費については、3年度における実績を基礎として算定し、所要の額を計上している。

社会復帰促進等事業費については、個々の事業の精査を行い、所要の額を計上している。

(2) 雇用勘定においては、失業等給付の支給に要する費用として1,379,554百万円(うち一般会計からの繰入21,071百万円)を、育児休業給付の支給に要する費用として729,995百万円(うち一般会計からの繰入9,125百万円)を計上している。また、失業等給付及び育児休業給付の事務に要する経費に充てるため、一般会計から825百万円を受け入れることとしている。

就職支援法事業については、雇用保険を受給できない者に対し、職業訓練を行うとともに訓練期間中の生活支援のための給付等に要する費用として、事務費を除き24,407百万円(うち一般会計からの繰入6,712百万円)を計上している。

雇用安定事業等については、雇用調整助成

金の特例措置等に要する費用として574,272百万円(うち一般会計からの繰入17,808百万円)を計上するとともに、人材育成や非正規雇用労働者のステップアップ、円滑な労働移動等の支援等について所要の額を計上している。

(3) 徴収勘定においては、労災勘定及び雇用勘定への繰入れ並びに労働保険料等の徴収に必要となる経費を計上している。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
(1) 労災勘定		
(歳入)		
他勘定より受入	862,115	850,790
一般会計より受入	8	8
未経過保険料受入	21,996	22,499
支払備金受入	167,242	168,832
運用収入	101,231	105,664
独立行政法人労働政策研究・研修機構納付金	28	—
雑収入	22,202	20,957
計	1,174,823	1,168,749
(歳出)		
労働安全衛生対策費	27,172	29,083
保険給付費	764,558	773,433
職務上年金給付費年金特別会計へ繰入	6,041	6,466
職務上年金給付費等交付金	5,014	5,316
社会復帰促進等事業費	137,744	139,992
独立行政法人労働者健康安全機構運営費	11,221	12,023
独立行政法人労働者健康安全機構施設整備費	1,825	1,318
仕事生活調和推進費	10,900	11,960
中小企業退職金共済等事業費	1,560	1,642
独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費	126	106
個別労働紛争対策費	1,975	2,172

業務取扱費	64,617	63,625
施設整備費	1,273	1,315
保険料返還金等 徴収勘定へ繰入	37,722	37,675
独立行政法人労働政策研究・研 修機構施設整備 費	—	93
予備費	6,300	6,400
計	1,078,048	1,092,618
(2) 雇用勘定		
(歳入)		
他勘定より受入	2,246,983	1,765,010
一般会計より受入	55,541	(73,930) 2,235,070
積立金より受入	1,264,402	(1,960,114) 1,629,389
運用収入	5	24
独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構納付金	9	1
独立行政法人労働政策研究・研 修機構納付金	364	29
雑収入	26,359	21,306
前年度国庫負担金受入超過額受入	—	(—) 380,607
計	3,593,661	(3,820,413) 6,031,436
(歳出)		
労使関係安定形成促進費	369	391
男女均等雇用対策費	15,573	(18,297) 14,825
中小企業退職金共済等事業費	5,924	5,924
独立行政法人勤労者退職金共済 機構運営費	29	30
個別労働紛争対策費	1,975	2,172
職業紹介事業等実施費	80,306	86,530
地域雇用機会創出等対策費	763,690	(779,827) 1,650,710
高齢者等雇用安定・促進費	210,360	(203,725) 237,584
失業等給付費	1,379,554	(1,577,226) 1,927,226
育児休業給付費	729,995	699,158
就職支援法事業費	25,337	22,771

職業能力開発強化費	60,779	67,037
若年者等職業能力開発支援費	3,359	3,595
独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構運営費	65,149	67,098
独立行政法人高齢・障害・求職者 雇用支援機構施設整備費	2,000	4,442
障害者職業能力開発支援費	1,634	1,757
技能継承・振興推進費	3,617	3,995
独立行政法人労働政策研究・研 修機構運営費	1,574	1,871
業務取扱費	119,754	120,520
施設整備費	3,842	3,865
育児休業給付資金へ繰入	37,486	66,215
保険料返還金等徴収勘定へ繰入	26,302	28,875
国債整理基金特別会計へ繰入	52	—
独立行政法人労働政策研究・研 修機構施設整備費	—	93
予備費	55,000	55,000
計	3,593,661	(3,820,413) 5,071,683
(3) 徴収勘定		
(歳入)		
保険料収入	3,107,259	2,614,029
印紙収入	189	188
一般会計より受入	231	223
一般拠出金収入	4,042	3,895
他勘定より受入	64,025	66,549
雑収入	1,651	1,584
前年度剰余金受入	9,185	9,865
計	3,186,583	2,696,333
(歳出)		
業務取扱費	35,940	38,310
保険給付費等財源 労災勘定へ繰入	862,115	850,790
失業等給付費等財源 雇用勘定へ繰入	2,246,983	1,765,010
諸支出金	41,445	42,123
予備費	100	100

計 3,186,583 2,696,333

## 8 年金特別会計

この会計は、「国民年金法」(昭34法141)、「厚生年金保険法」(昭29法115)及び「健康保険法」(大11法70)に基づく年金給付及び全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者の保険料等に関する経理並びに「児童手当法」(昭46法73)等に基づく児童手当等及び「子ども・子育て支援法」(平24法65)に基づく子どものための教育・保育給付等に関する経理を明確にするために設けられたものである。

4年度の主な内容は、次のとおりである。

(1) 基礎年金勘定においては、歳出では、基礎年金給付費としての所要額、国民年金勘定、厚生年金勘定及び共済組合等の支出する基礎年金相当給付費の財源に充てるための繰入額等を計上している。歳入では、基礎年金給付等に要する費用の財源として国民年金勘定、厚生年金勘定や共済組合等からの所要の拠出金等による収入を見込んでいる。

(2) 国民年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額及び「特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律」(平16法166)に基づく特別障害給付金の支給に必要な所要額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、1,911,399百万円を一般会計から受け入れることとしている。

(3) 厚生年金勘定においては、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、10,246,797百万円を一般会計から受け入れることとしている。

なお、27年度(10月)から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関(共済組合等)の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいる。

(4) 健康勘定においては、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上

し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、5,787百万円を受け入れることとしている。

(5) 子ども・子育て支援勘定においては、歳出では、児童手当の支給に必要な所要額を計上するとともに、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費や、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。

歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、2,492,016百万円を受け入れることとしている。

(6) 業務勘定においては、業務の取扱い等に必要経費(日本年金機構に対する運営費を含む。)を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
(1) 基礎年金勘定		
(歳入)		
拠出金等収入	25,553,795	25,407,363
運用収入	358	402
積立金より受入	2,102,821	1,669,686
雑収入	11,125	9,993
計	27,668,099	27,087,443
(歳出)		
基礎年金給付費	27,109,284	26,436,936
基礎年金相当給付費他勘定へ繰入及交付金	450,161	543,845
諸支出金	654	663
予備費	108,000	106,000
計	27,668,099	27,087,443
(2) 国民年金勘定		
(歳入)		
保険料収入	1,147,776	1,148,808
一般会計より受入	1,911,399	1,895,695
基礎年金勘定より受入	160,533	196,001
運用収入	1	1
積立金より受入	361,196	511,906

年金積立金管理 運用独立行政法 人納付金	227,610	72,716
独立行政法人福 祉医療機構納付 金	2,528	2,938
雑 収 入	801	842
前年度剰余金受 入	23	15
計	3,811,867	3,828,923
(歳 出)		
特別障害給付金 給付費	2,515	2,675
福祉年金給付費	9	15
国民年金給付費	320,807	360,627
基礎年金給付費 等基礎年金勘定 へ繰入	3,360,494	3,331,806
年金相談事業費 等業務勘定へ繰 入	66,421	69,358
諸 支 出 金	60,322	62,942
予 備 費	1,300	1,500
計	3,811,867	3,828,923
(3) 厚生年金勘定		
(歳 入)		
保 険 料 収 入	32,607,890	31,741,663
一般会計より受 入	10,246,797	10,199,790
労働保険特別会 計より受入	6,041	6,466
基礎年金勘定よ り受入	220,468	264,053
存続厚生年金基 金等徴収金	977	1,169
解散厚生年金基 金等徴収金	114,111	55,877
実施機関拠出金 収入	4,493,526	4,735,616
存続組合等納付 金	48,238	55,493
運 用 収 入	19	16
積立金より受入	878,933	1,869,963
年金積立金管理 運用独立行政法 人納付金	662,400	502,000
独立行政法人福 祉医療機構納付 金	45,745	53,178
雑 収 入	12,992	12,358
計	49,338,138	49,497,642
(歳 出)		
保 険 給 付 費	24,431,960	24,574,021
実施機関保険給 付費等交付金	4,764,683	4,905,574

基礎年金給付費 等基礎年金勘定 へ繰入	19,803,492	19,669,611
年金相談事業費 等業務勘定へ繰 入	192,387	199,754
諸 支 出 金	49,615	52,684
予 備 費	96,000	96,000
計	49,338,138	49,497,642
(4) 健康勘定		
(歳 入)		
保 険 料 収 入	10,926,636	10,924,216
一般会計より受 入	5,787	5,810
日雇拠出金収入	292	59
運 用 収 入	0	0
業務勘定より受 入	70	83
借 入 金	1,446,630	1,452,421
雑 収 入	2	0
前年度剰余金受 入	21,007	38,676
計	12,400,423	12,421,265
(歳 出)		
保険料等交付金	10,910,269	10,926,165
業務取扱費等業 務勘定へ繰入	32,322	32,430
諸 支 出 金	5,416	4,439
国債整理基金特 別会計へ繰入	1,452,416	1,458,231
計	12,400,423	12,421,265
(5) 子ども・子育て支援勘定		
(歳 入)		
事業主拠出金収 入	651,989	626,442
一般会計より受 入	2,492,016	(2,489,603) 2,551,988
積立金より受入	63,731	82,067
雑 収 入	6,748	3,774
前年度剰余金受 入	59,339	(43,101) 78,239
計	3,273,823	(3,244,986) 3,342,510
(歳 出)		
児童手当等交付 金	1,258,773	1,294,923
子ども・子育て 支援推進費	1,626,519	(1,529,939) 1,619,835
地域子ども・子 育て支援及仕 事・子育て両立 支援事業費	370,115	(380,424) 388,052

業務取扱費	10,699	(32,583)
諸支出金	217	32,582
予備費	7,500	217
		6,900
計	3,273,823	(3,244,986)
		3,342,510
<b>(6) 業務勘定</b>		
<b>(歳入)</b>		
一般会計より受入	107,547	(108,275)
		108,188
他勘定より受入	292,889	303,307
特別保健福祉事業資金より受入	18	22
独立行政法人福祉医療機構納付金	58	67
雑収入	9,662	6,488
前年度剰余金受入	8,988	13,883
計	419,161	(432,043)
		431,956
<b>(歳出)</b>		
業務取扱費	40,941	(40,800)
		40,713
社会保険オンラインシステム費	67,089	72,346
日本年金機構運営費	311,029	318,780
独立行政法人福祉医療機構納付金等相当財源健康勘定へ繰入	72	83
一般会計へ繰入	18	22
予備費	12	12
計	419,161	(432,043)
		431,956

## 9 食料安定供給特別会計

この会計は、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平 18 法 88)に基づく交付金を交付する農業経営安定事業、「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(平 6 法 113)及び「飼料需給安定法」(昭 27 法 356)に基づく米麦等の買入れ、売渡し等を行う食糧の需給及び価格の安定のために行う事業、「農業保険法」(昭 22 法 185)に基づく農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済並びに農業経営収入保険に係る国の再保険事業等、「漁船損害等補償法」(昭 27 法 28)に基づく漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険に係る国の再保険事業並びに「漁業災害補償法」(昭 39 法 158)に基づく漁獲、養殖、特定養殖

及び漁業施設共済に係る国の保険事業に関する経理を明確にするために設けられたものである。

なお、「土地改良法」(昭 24 法 195)に基づく国営土地改良事業、土地改良関係受託工事等に関する経理を行うため設けられた国営土地改良事業特別会計が 20 年度より一般会計に統合されたことに伴い、10 年度以前に事業費の一部について借入金をもって財源とすることで新規着工した地区のうち 19 年度末までに工事が完了しなかった地区における事業(以下「未完了借入事業」という。)について、当該事業が完了するまでの間、借入金をもってその財源とすることができるよう、20 年度から未完了借入事業の工事の全部が完了する年度までの間の経過措置として国営土地改良事業勘定が設けられている。

4 年度の主な内容は、次のとおりである。

- (1) 農業経営安定勘定においては、「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」(平 18 法 88)に基づく交付金の交付のために必要な経費を計上している。
- (2) 食糧管理勘定においては、歳入として、米麦等の買入代金の財源に充てるため食糧証券収入 323,760 百万円等を計上しており、歳出として、国内米の備蓄に伴う買入れ及び売渡し、輸入米等及び輸入小麦等の買入れ、売渡し等に必要な経費を計上している。国内米については買入数量 207 千トン、売却数量 207 千トン、輸入米等については買入数量 774 千トン、売却数量 774 千トン、輸入小麦等については買入数量 4,892 千トン、売却数量 4,892 千トンと見込んでいる。買入価格及び米等の売渡価格については、最近の価格動向等を勘案して算定した価格で計上しており、輸入小麦等の売渡価格については、4 年 4 月 1 日以降に見込まれる価格等で計上している。輸入飼料については小麦 400 千トン及び大麦 200 千トンの売却並びにこれに必要な買入れを予定している。さらに、農業経営安定事業に要する経費に充てるため農業経営安定勘定への繰入れに必要な経費を計上してい

る。

(3) 農業再保険勘定においては、最近における共済金額の趨勢等を考慮して、農作物、家畜、果樹、畑作物及び園芸施設共済並びに農業経営収入保険の再保険金の支払に必要な経費等を計上している。

(4) 漁船再保険勘定においては、最近における保険金額の趨勢等を考慮して、漁船保険、漁船船主責任保険及び漁船積荷保険の再保険金の支払に必要な経費等を計上している。

(5) 漁業共済保険勘定においては、最近における共済金額の趨勢等を考慮して、保険金の支払に必要な経費等を計上している。

(6) 業務勘定においては、農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業再保険勘定、漁船再保険勘定及び漁業共済保険勘定における事務取扱い等に必要な経費を計上している。

(7) 国営土地改良事業勘定においては、かんがい排水事業5地区及び総合農地防災事業1地区の工事をそれぞれ施行するために必要な経費等を計上している。

なお、この勘定においては、財政融資資金の借入れ800百万円を予定している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
(1) 農業経営安定勘定		
(歳入)		
食糧管理勘定より受入	124,186	74,180
一般会計より受入	106,091	97,191
独立行政法人農畜産業振興機構納付金	17,463	20,352
雑収入	0	0
前年度剰余金受入	26,638	72,587
計	274,378	264,310
(歳出)		
農業経営安定事業費	274,212	264,144
事務取扱費業務勘定へ繰入	66	66
予備費	100	100
計	274,378	264,310

(2) 食糧管理勘定

(歳入)		
食糧売払代	466,394	397,138
輸入食糧納付金	434	424
一般会計より受入	113,100	89,100
食糧証券収入	323,760	316,320
雑収入	11,861	12,157
計	915,549	815,138
(歳出)		
食糧買入費	453,268	487,942
食糧管理費	37,711	38,045
交付金等他勘定へ繰入	135,043	86,853
融通証券等事務取扱費一般会計へ繰入	0	0
国債整理基金特別会計へ繰入	204,528	117,298
予備費	85,000	85,000
計	915,549	815,138

(3) 農業再保険勘定

(歳入)		
農業再保険収入	73,914	(70,177)
再保険料	948	70,135
一般会計より受入	63,767	(61,275)
前年度繰越資金受入	9,198	61,233
積立金より受入	19,066	7,814
雑収入	2	21,398
計	92,981	(91,577)
計	92,981	91,535
(歳出)		
農業再保険費及交付金	73,611	65,020
事務取扱費業務勘定へ繰入	924	(1,045)
予備費	18,000	1,003
計	92,535	21,400
計	92,535	(87,466)
計	92,535	87,424

(4) 漁船再保険勘定

(歳入)		
漁船再保険収入	8,000	(8,332)
再保険料	0	8,321
一般会計より受入	7,031	0
前年度繰越資金受入	969	(7,324)
積立金より受入	100	7,313
計	100	1,008
計	100	100

雑収入	0	0
計	8,100	(8,432) 8,421
(歳出)		
漁船再保険費及 交付金	6,583	6,763
事務取扱費業務 勘定へ繰入	477	(569) 558
予備費	100	100
計	7,160	(7,432) 7,421
(5) 漁業共済保険勘定		
(歳入)		
漁業共済保険収 入	12,739	(14,001) 13,995
保険料	0	0
一般会計より 受入	10,587	(10,413) 10,408
前年度繰越資 金受入	2,152	3,587
借入金	11,700	—
雑収入	0	0
計	24,439	(14,001) 13,995
(歳出)		
漁業共済保険費 及交付金	22,795	10,259
事務取扱費業務 勘定へ繰入	115	(116) 111
国債整理基金特 別会計へ繰入	1,170	—
予備費	100	100
計	24,181	(10,475) 10,470
(6) 業務勘定		
(歳入)		
他勘定より受入	12,438	14,470
雑収入	1	1
計	12,438	14,470
(歳出)		
事務取扱費	12,238	14,270
予備費	200	200
計	12,438	14,470
(7) 国営土地改良事業勘定		
(歳入)		
一般会計より受 入	5,911	(6,213) 6,149
土地改良事業費 負担金収入	7,518	9,720
借入金	800	1,000
雑収入	119	122

前年度剰余金受 入	23	48
計	14,371	(17,103) 17,039
(歳出)		
土地改良事業費	6,228	6,316
土地改良事業工 事諸費	900	(1,117) 1,053
土地改良事業費 負担金等収入一 般会計へ繰入	1,421	1,862
東日本大震災復 興土地改良事業 費負担金等収入 一般会計へ繰入	0	11
東日本大震災復 興土地改良事業 費負担金等収入 東日本大震災復 興特別会計へ繰 入	1	192
国債整理基金特 別会計へ繰入	5,621	7,407
予備費	200	200
計	14,371	(17,103) 17,039

## 10 国有林野事業債務管理特別会計

この会計は、旧国有林野事業特別会計から承継した借入金に係る債務の処理に関する経理を明確にするため、この債務の処理が終了する年度までの間に限って設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
(歳入)		
一般会計より受 入	19,949	(22,962) 21,783
借入金	334,700	338,600
計	354,649	(361,562) 360,383
(歳出)		
国債整理基金特 別会計へ繰入	354,649	(361,562) 360,383

(注) 4年度の借入金334,700百万円は、「特別会計に関する法律」(平19法23)附則第206条の6の規定に基づき、4年度中に償還期限の到来する借入金の借換えに係る借入見込額であり、借入金債務残高が増加するものではない。

## 11 特許特別会計

この会計は、特許等工業所有権に関する事務の遂行に資するとともに、その経理を明確にす



るために設けられたものである。

(1) 歳入については、出願人からの特許出願、審査請求等の特許料等収入の見込額を計上しているほか、前年度剰余金受入等を計上している。

(2) 歳出については、工業所有権に関する情報提供及び人材育成支援等を行う独立行政法人工業所有権情報・研修館に対する運営費交付金を計上しているほか、特許行政運営に必要な人件費及び事務費、特許等工業所有権に関する審査審判等の処理促進に必要な経費、特許事務システムの開発及び運営に必要な経費、特許庁庁舎の施設整備に伴う工事等を行うために必要な経費等を計上している。

この会計の歳入歳出予算の概要は、次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
<b>(歳入)</b>		
特許印紙収入	82,543	84,777
特許料等収入	66,086	45,107
一般会計より受入	18	18
雑収入	253	724
前年度剰余金受入	40,875	53,186
計	189,775	183,811
<b>(歳出)</b>		
独立行政法人工業所有権情報・研修館運営費	10,762	11,110
事務取扱費	132,834	140,512
施設整備費	10,289	4,380
予備費	200	200
計	154,085	156,203

## 12 自動車安全特別会計

この会計は、「自動車損害賠償保障法」(昭30法97)に基づく自動車損害賠償保障事業等及び「道路運送車両法」(昭26法185)に基づく自動車の検査、登録等の事務に関する国の経理を明確にするために設けられたものである。

なお、当分の間の措置として、自動車事故対策計画に基づく交付等に関する経理を行うこととしている。

また、「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律」(平25法76)に基づく社会資

本整備事業特別会計の廃止に伴い、空港整備事業等に関する経理を26年度から借入金償還完了年度の末日までの間、空港整備勘定において行うこととしている。

4年度の主な内容は、次のとおりであるが、自動車事故対策勘定において、「平成6年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」(平6法43)等に基づき、同法等の規定する運用収入に相当する額の一部について、一般会計から5,400百万円を受け入れることとしている。

### (1) 保障勘定

(イ) ひき逃げ及び無保険車による事故の被害者の損害をてん補するため、1,110百万円の保障金を計上している。

(ロ) 15年3月31日までに引き受けた再保険等に対する保険金の支払のため、145百万円の再保険金等を計上している。

### (2) 自動車検査登録勘定

(イ) 4年度検査関係業務件数を26,459千件、4年度登録関係業務件数を38,426千件と見込んでいる。

(ロ) 自動車の検査、登録等の際に、自動車重量税の納付の確認等の事務を行うため、当該事務の実施に要する経費の財源を一般会計から受け入れることとしている。

(ハ) 自動車等が保安基準に適合するかどうかの審査、リコールの技術的な検証及び自動車の登録に係る事実の確認をするために必要な調査を行う独立行政法人自動車技術総合機構に対する運営費交付金及び施設整備費補助金を計上している。

(ニ) 自動車の保有に伴い必要となる各種の行政手続について、国民負担の軽減及び行政事務の効率化を図る観点から、ワンストップサービスの導入を進めることとしている。

### (3) 自動車事故対策勘定

(イ) 自動車事故対策として事故相談事業等を実施する者に対し、6,243百万円の補助金等を計上している。

(ロ) 自動車運転者に対する適性診断、自動

車事故の被害者に対する資金の貸付け、重度後遺障害者の治療及び養護を行う施設の運営等を行う独立行政法人自動車事故対策機構に対する運営費交付金及び施設整備費補助金を計上している。

(4) 空港整備勘定

(イ) 歳入については、空港使用料収入のほか、空港整備事業に係る施設の整備に要する資金の一部に充てるため、財政融資資金の借入れ164,500百万円を予定している。また、航空機燃料税収入の空港整備事業に要する経費の財源に充てるための一般会計からの受入31,522百万円、直轄事業に係る地方公共団体の負担金収入等を計上している。

(ロ) 歳出については、首都圏空港の国際競争力強化のため、東京国際空港(羽田)の機能拡充に必要な事業等を重点的に実施するとともに、福岡空港においては、引き続き、滑走路増設事業を実施することとしている。また、厳しい経営環境の中でも空港機能の確保に必要な施設等の整備が円滑に行われるよう空港運営事業者等に対する無利子貸付を実施することとしている。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
(1) 保障勘定		
(歳入)		
賦課金収入	1,379	1,501
積立金より受入	282	327
雑収入	414	420
前年度剰余金受入	61,020	61,349
計	63,095	63,596
(歳出)		
保障費	1,398	1,430
業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	803	887
再保険及保険費	145	198
予備費	60	60
計	2,406	2,576
(2) 自動車検査登録勘定		
(歳入)		

検査登録印紙収入	20,305	30,997
検査登録手数料収入	13,599	3,079
一般会計より受入	275	(276) 275
他勘定より受入	1,190	1,261
雑収入	456	457
前年度剰余金受入	16,885	22,047
独立行政法人自動車技術総合機構納付金収入	—	551
計	52,711	(58,669) 58,668
(歳出)		
独立行政法人自動車技術総合機構運営費	2,532	3,086
独立行政法人自動車技術総合機構施設整備費	1,291	3,449
業務取扱費	37,088	(31,858) 31,857
施設整備費	1,292	4,291
予備費	150	150
計	42,353	(42,834) 42,833
(3) 自動車事故対策勘定		
(歳入)		
積立金より受入	7,630	7,719
一般会計より受入	5,400	(4,700) 5,486
償還金収入	449	586
独立行政法人自動車事故対策機構納付金収入	111	—
雑収入	1,119	1,418
計	14,709	(14,423) 15,208
(歳出)		
自動車事故対策費	6,243	(5,943) 6,669
独立行政法人自動車事故対策機構運営費	7,638	(7,443) 7,453
独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費	441	(359) 409
業務取扱費自動車検査登録勘定へ繰入	387	374
独立行政法人自動車事故対策機構貸付金	—	304

計	14,709	(14,423) 15,208
(4) 空港整備勘定		
(歳入)		
空港使用料収入	93,260	133,018
一般会計より受 入	31,522	35,802
地方公共団体工 事費負担金収入	7,622	11,230
借入金	164,500	117,800
償還金収入	9,095	11,720
受託工事納付金 収入	36	—
空港等財産処分 収入	4	899
雑収入	42,891	64,925
前年度剰余金受 入	39,407	17,577
計	388,337	392,971
(歳出)		
空港等維持運営 費	149,431	175,585
空港整備事業費	118,776	113,036
北海道空港整備 事業費	11,733	11,322
離島空港整備事 業費	2,137	1,941
沖縄空港整備事 業費	11,490	13,066
航空路整備事業 費	28,772	28,679
空港整備事業資 金貸付金	7,599	2,201
成田国際空港整 備事業資金貸付 金	15,400	5,000
北海道空港整備 事業資金貸付金	5,828	864
地域公共交通維 持・活性化推進 費	1,473	1,975
空港等整備事業 工事諸費	1,701	1,722
受託工事費	36	—
空港等災害復旧 事業費	288	288
国債整理基金特 別会計へ繰入	33,343	34,344
収益回収公共事 業資金貸付金償 還金一般会計へ 繰入	—	2,617
予備費	330	330
計	388,337	392,971

### 13 東日本大震災復興特別会計

この会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために24年度に設けられたものである。

この会計の歳入歳出予算の大要は、次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
(歳入)		
復興特別所得税	428,000	(392,000) 420,600
一般会計より受 入	82,931	(4,246) 4,254
特別会計より受 入	1	192
復興公債金	171,600	(218,300) 40,000
公共事業費負担 金収入	86	789
災害等廃棄物処 理事業費負担金 収入	67	777
雑収入	158,589	(315,483) 315,499
前年度剰余金受 入	—	(—) 212,271
計	841,274	(931,787) 994,382
(歳出)		

歳出については、復興事業等を行うため、841,274百万円を計上している。

なお、「復興庁設置法」(平23法125)の規定により、被災地の復興に係る経費については、復興庁の所管する予算として578,953百万円を一括計上している。

4年度の主な内容は、次のとおりである。

#### (1) 災害救助等関係経費

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
	4,038	(6,230) 5,481
① 災害救助費		
	708	(1,996) 1,396

この経費は、「災害救助法」(昭22法118)に基づき、県が提供する応急仮設住宅の供与期間の延長に伴い必要となる、民間賃貸住宅を活用した仮設住宅の家賃の支払等に要する

費用の一部負担に必要な経費である。

② 被災者緊急支援経費

4年度(百万円)	3年度(百万円)
3,330	(4,234) 4,085

この経費は、東日本大震災により被災した児童生徒等の心のケア等を行うためのスクールカウンセラー等の活用等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
復興特区支援利子補給金	641	(804) 655
災害援護貸付金等	79	192
緊急スクールカウンセラー等活用事業費	1,671	1,749
被災児童生徒就学支援等事業交付金	939	1,489
計	3,330	(4,234) 4,085

(2) 復興関係公共事業等

4年度(百万円)	3年度(百万円)
54,866	(59,842) 59,828

① 災害復旧等事業費

4年度(百万円)	3年度(百万円)
5,502	12,897

この経費は、東日本大震災により被害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

(イ) 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧事業費及び災害関連事業費

4年度(百万円)	3年度(百万円)
5,183	11,583

この経費は、公共土木施設、農業施設等の災害復旧事業及び災害関連事業に必要な経費である。

復旧については、その早期復旧を図るため、復旧進度に応じた必要な経費であって、その所管別内訳は、次のとおりである。

	災害復旧事業費(百万円)	災害関連事業費(百万円)	計(百万円)
農林水産省	1,017	67	1,084

国土交通省	4,090	9	4,099
計	5,107	76	5,183

(ロ) 水道施設災害復旧事業費

4年度(百万円)	3年度(百万円)
277	1,314

この経費は、水道施設の災害復旧事業に必要な経費である。

(ハ) 住宅施設災害復旧事業費

4年度(百万円)	3年度(百万円)
42	—

この経費は、公営住宅の災害復旧事業に必要な経費である。

② 一般公共事業関係費

4年度(百万円)	3年度(百万円)
41,199	(39,456) 39,442

この経費は、東日本大震災からの復興事業として治山、住宅、廃棄物処理施設、農業農村等の整備等を推進するために必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

(イ) 治山治水対策事業費

4年度(百万円)	3年度(百万円)
628	604

この経費は、治山事業に必要な経費である。

(ロ) 港湾空港鉄道等整備事業費

4年度(百万円)	3年度(百万円)
9	—

この経費は、港湾整備事業に係る負担金の還付に必要な経費である。

(ハ) 住宅都市環境整備事業費

4年度(百万円)	3年度(百万円)
22,133	22,353

この経費は、住宅対策に必要な経費である。

(ニ) 公園水道廃棄物処理等施設整備費

4年度(百万円)	3年度(百万円)
1,955	(1,014) 1,000

この経費は、廃棄物処理施設整備事業及び国営公園等事業に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
廃棄物処理施設整備事業	1,461	660
国営公園等事業 (国営追悼・祈念施設)	494	(354) 340
計	1,955	(1,014) 1,000

(ホ) 農林水産基盤整備事業費

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
	6,202	7,835

この経費は、農業農村整備事業、森林整備事業、水産基盤整備事業及び農山漁村地域整備事業に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
農業農村整備事業	951	2,060
森林整備事業	4,601	4,657
水産基盤整備事業	190	83
農山漁村地域整備事業	460	1,035
計	6,202	7,835

(ヘ) 社会資本総合整備事業費

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
	10,272	7,650

この経費は、社会資本総合整備事業に必要な経費である。

③ 施設費等

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
	8,165	7,489

この経費は、広域的に生産から加工までが一体となった高付加価値生産等を展開する産地の拠点となる農業用施設の整備等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
警察施設整備費	283	216
消防防災施設災害復旧費	58	63
公立学校施設災害復旧費	31	764
私立学校施設災害復旧費	4	4
公立文教施設整備等都道府県事務費交付金等	—	0

社会福祉施設等災害復旧費	1,930	252
保健衛生施設等災害復旧費	—	890
保健衛生施設等設備災害復旧費	—	2
社会福祉施設等設備災害復旧費等	—	2
福島県高付加価値産地展開支援事業費	4,962	4,425
特用林産施設体制整備復興事業費	898	871
計	8,165	7,489

(3) 災害関連融資関係経費

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
	2,008	(2,809) 2,062

① 中小企業等関係費

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
	387	(579) 305

この経費は、東日本大震災による被災中小企業者の事業再建及び経営安定のための融資の実施に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
株式会社日本政策金融公庫出資金(財務省分)	200	(350) 90
株式会社日本政策金融公庫出資金(厚生労働省分)	7	(29) 15
株式会社日本政策金融公庫出資金(経済産業省分)	180	200
計	387	(579) 305

② 農林漁業者等関係費

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
	1,621	(2,230) 1,757

この経費は、東日本大震災による被災農林漁業者等の経営再建等のための融資の実施等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
漁業経営維持安定資金利子補給等補助金	641	(793) 614
農業経営金融支援対策費補助金	607	(736) 694
漁業者等緊急保証対策事業費	187	(332) 208
漁業信用保険事業交付金	145	(320) 195
林業振興事業費補助金	32	37
株式会社日本政策金融公庫補給金	10	(11) 10
計	1,621	(2,230) 1,757

(4) 地方交付税交付金

4年度(百万円)	3年度(百万円)
91,943	132,539

この経費は、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について震災復興特別交付税を措置する必要があるため、その措置に必要な地方交付税交付金財源を交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れるために必要な経費である。

(5) 原子力災害復興関係経費

4年度(百万円)	3年度(百万円)
446,977	(469,003) 409,612

① 除去土壌等の適正管理・搬出等

4年度(百万円)	3年度(百万円)
292,905	(292,732) 252,396

この経費は、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平23法110)等に基づき行う除去土壌等の適正管理・搬出の実施等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業費	3,618	3,113

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
中間貯蔵施設の整備等経費	198,106	(187,241) 177,176
放射性物質汚染廃棄物処理事業費	58,776	(71,797) 52,188
除去土壌等の適正管理・搬出等の実施経費	27,087	(25,264) 19,603
その他	5,317	(5,317) 317
計	292,905	(292,732) 252,396

② 福島再生加速化交付金等

4年度(百万円)	3年度(百万円)
154,073	(176,270) 157,216

この経費は、福島を再生を加速するため、特定復興再生拠点の整備、放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、産業再開に向けた環境整備等の施策の実施等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
福島再生加速化交付金	70,084	(72,070) 66,117
福島生活環境整備・帰還再生加速事業費	8,819	9,060
帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等経費	5,296	5,207
特定復興再生拠点区域外に係る調査等事業費	1,434	—
原子力損害賠償紛争審査会の開催等経費	3,012	(3,098) 2,198
福島関連基礎・支援研究等(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構運営費)	1,978	1,978
地域復興実用化開発等促進事業費	5,910	5,701
原子力災害による被災事業者の自立等支援事業費	2,970	4,393
福島医薬品関連産業支援拠点化事業費	2,328	2,998
特定復興再生拠点整備事業費	44,461	(63,705) 51,596

環境放射線測定等経費	1,498	1,453
放射性物質環境汚染状況監視等調査研究費	1,190	1,206
その他	5,093	(5,401) 5,308
計	154,073	(176,270) 157,216

(6) その他の東日本大震災関係経費

4年度(百万円)	3年度(百万円)
71,064	(83,698) 82,692

① 被災者生活再建支援金補助金

4年度(百万円)	3年度(百万円)
2,538	4,552

この経費は、東日本大震災により住宅が全壊した世帯等に対し支給される被災者生活再建支援金に要する費用の一部補助に必要な経費である。

② 警察・消防活動経費等

4年度(百万円)	3年度(百万円)
308	182

この経費は、東日本大震災により被害を受けた地域における警察活動及び緊急消防援助隊の活動に要する負担金等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

4年度(百万円)	3年度(百万円)	
警察活動経費	16	16
緊急消防援助隊活動費負担金等	217	138
消防防災設備災害復旧費補助金	75	28
計	308	182

③ 教育支援等

4年度(百万円)	3年度(百万円)
2,068	(2,340) 2,301

この経費は、心のケアが必要な被災児童生徒に対する学習支援等に取り組むための教職員定数の措置、福島イノベーション・コースト構想を担う人材の育成基盤の構築等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

4年度(百万円)	3年度(百万円)	
義務教育費国庫負担金	1,320	(1,508) 1,469
福島イノベーション・コースト構想人材育成基盤構築事業費	435	435
被災私立大学等復興特別補助事業費	311	396
私立高等学校等経常費助成費補助金(教育活動復旧費)	1	1
計	2,068	(2,340) 2,301

④ 医療、介護、福祉等

4年度(百万円)	3年度(百万円)
8,213	10,886

(イ) 医療保険制度等の保険料減免等に対する特別措置

4年度(百万円)	3年度(百万円)
4,904	4,970

この経費は、医療保険、介護保険、障害福祉サービス等において、東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等に住所を有する被保険者等の保険料、一部負担金等の減免措置の延長に要する費用の補助に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

4年度(百万円)	3年度(百万円)	
医療保険制度	3,790	3,790
介護保険制度	1,099	1,165
障害福祉サービス等	15	15
計	4,904	4,970

(ロ) 地域医療再生対策費

4年度(百万円)	3年度(百万円)
2,915	5,450

この経費は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域等の復旧・復興を図るため、福島県が設置した基金に地域医療再生臨時特例交付金を交付することにより、医療提供体制の再構築を推進するために必要な経費である。

(ハ) その他

4年度(百万円)	3年度(百万円)
393	466

この経費の内訳は次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
被災地における福祉・介護人材確保事業費	151	175
介護サービス提供体制再生事業費	139	144
障害福祉サービス再開支援事業費	103	147
計	393	466

#### ⑤ 農 林 業 関 係

4年度(百万円)	3年度(百万円)
5,267	(6,456) 6,438

この経費は、福島県の農林水産業の復興創生に向けたブランドの確立と産地競争力の強化、国内外の販売促進等、生産から流通・販売に至るまでの総合的な支援等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
福島県農林水産業復興創生事業費	4,055	4,700
農林水産分野の先端技術展開事業費	674	674
福島県高付加価値産地展開支援事業費	218	754
原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化事業費	123	123
農畜産物放射性物質影響緩和対策事業費	90	95
そ の 他	106	(109) 90
計	5,267	(6,456) 6,438

#### ⑥ 水 産 業 関 係

4年度(百万円)	3年度(百万円)
5,636	(2,059) 2,052

この経費は、福島県をはじめとした被災地の水産物の販売促進や販路回復、被災海域に

おける種苗放流の取組への支援等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
水産業復興販売加速化支援事業費	4,053	1,115
被災海域における種苗放流支援事業費	699	529
福島県次世代漁業人材確保支援事業費	381	—
漁場復旧対策支援事業費	296	245
漁船等復興対策事業費	208	(171) 164
計	5,636	(2,059) 2,052

#### ⑦ 中 小 企 業 対 策

4年度(百万円)	3年度(百万円)
3,309	8,154

この経費は、東日本大震災により被害を受けた中小企業等の支援のため、施設等の復旧・整備に要する費用に対し補助金を交付する県等に対する一部補助及び二重ローン対策の窓口業務等に必要な経費であって、その内訳は次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
中小企業組合等共同施設等災害復旧費	2,246	6,428
中小企業再生支援事業費	612	738
独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費	451	988
計	3,309	8,154

#### ⑧ 立 地 補 助 金

4年度(百万円)	3年度(百万円)
14,090	21,510

この経費は、福島県の避難指示区域等を対象に、雇用の創出、産業集積等を図り、今後の自立・帰還支援を加速するための企業立地補助に必要な経費である。

#### ⑨ 住 宅 関 係

4年度(百万円)	3年度(百万円)
13	23

この経費は、東日本大震災により被害を受



けた者に対して行う東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業に要する経費の民間団体等に対する一部補助に必要な経費である。

⑩ 国際教育研究拠点推進事業費

4年度(百万円)	3年度(百万円)
2,537	—

この経費は、創造的復興の中核拠点として、研究開発、その成果の産業化及び人材育成の中核となる国際教育研究拠点の整備にあたって、法人設立準備、施設整備及び先行プロジェクトに必要な経費である。

⑪ その他

4年度(百万円)	3年度(百万円)
27,085	(27,533) 26,592

上記の内訳は次のとおりである。

	4年度(百万円)	3年度(百万円)
被災者支援総合交付金	11,527	12,519
復興庁運営経費	4,620	(4,894) 4,800
風評払拭・リスクコミュニケーション強化事業等経費	1,013	1,109
「新しい東北」推進事業費	329	298
ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業費	133	95
東日本大震災教訓継承事業費	74	—
国際教育研究拠点基本構想策定等事業費	—	200
特定非営利活動法人等被災者支援事業費	117	123
情報通信基盤災害復旧事業費	83	—
被災地域情報化推進事業費	48	2
登記事務処理実施経費	172	(221) 204

民事法律扶助事業等実施経費	—	31
被災ミュージアム再興事業費	245	250
放射線量測定指導・助言事業費	24	26
福島県における観光関連復興支援事業費	500	300
ブルーツーリズム推進支援事業費	270	—
地域公共交通確保維持改善事業費	116	356
除去土壌等の適正管理・搬出等の実施、災害廃棄物及び放射性廃棄物等の処理に伴う体制の強化経費	5,672	(6,615) 5,785
災害廃棄物処理事業費	1,388	—
環境モニタリング調査費	755	492
計	27,085	(27,533) 26,592

(7) 国債整理基金特別会計への繰入等

4年度(百万円)	3年度(百万円)
20,378	(27,667) 252,168

この経費は、復興債の利子の支払に必要な経費と、復興債の償還及び発行に必要な手数料を国債整理基金特別会計へ繰り入れるもの等である。

(8) 復興加速化・福島再生予備費

4年度(百万円)	3年度(百万円)
150,000	(150,000) 50,000

この経費は、東日本大震災に係る復旧及び復興に関連する経費の予見し難い予算の不足に充てるための予備費である。